

よくあるお問い合わせ

Q1 郵送で申請はできますか。

A1 申請受付に当たり、申請書類一式の確認や、確認印を押した後の領収書のコピー、必要があれば医療機関への問合せなどを行うため、郵送では受け付けず、窓口申請を原則としています。

Q2 申請者は夫か妻のどちらでもよいですか。

A2 どちらでもご申請いただけます。ただし助成決定後の請求者・助成金額の振込先の口座名義は、申請者と同じ方になるようにしてください。

Q3 夫婦がともに伊東市民でないと申請できませんか。

A3 ご夫婦のいずれか一方が申請日時時点で伊東市民であれば申請できます。ただし、他の地方公共団体の不妊・不育症治療費助成を受けていない治療のみを伊東市に申請してください（静岡県が行う不妊等治療費助成制度は除きます。）。

Q4 「不妊等治療受診証明書（第2号様式）」にある「今回の申請に係る治療の期間」とはどのように決まりますか。

A4 不妊等治療受診証明書では、一般不妊治療（タイミング療法、排卵誘発法等）・一般不妊治療（人工授精）・特定不妊治療（体外受精・顕微授精）・不育症治療・その他の治療 の治療区分ごと、一区切りの治療期間を記入していただきます。治療期間の区切り方は治療内容により変わるため、医師にご相談の上、発行してもらってください。

Q5 助成金額は一子ごとに変わりますか。

A5 第一子、第二子以降ともに申請1回につき助成上限額30万円（ただし令和4年3月末までに開始した治療への助成の場合は12万円）です。また伊東市は、夫婦一組につき通算で150万円（ただし令和4年3月末までに開始した治療分までは

108万円)を助成限度額としており、一子ごとの助成上限額の変更や、出産ごとの通算助成額のリセットをしておりません。第一子のために不妊等治療の助成を受けていたご夫婦の場合は、第二子のための不妊等治療の助成限度額は、夫婦の助成限度額から第一子のときの合計助成額を引いた額となります。

Q6 第一子を不妊治療の末授かりました。第二子のための凍結物(卵子・胚・精子)の保存料、保存管理更新料は助成対象になりますか。

A6 この場合は、助成対象になりません。「伊東市不妊等治療費助成金支給要綱」では、助成対象の不妊等治療を「不妊又は不育症の原因疾患に対して医療機関で行われる治療行為」としています。このため、第二子をお考えであっても、不妊治療を中断している間の保存料、保存管理更新料は助成対象外です。

これに対し、精子の事前採取から人工授精当日までの凍結保存料(都合により人工授精当日に夫が来院できない場合に限り)は、直接治療に必要なものと判断できるため、助成対象となります。

Q7 静岡県不育症検査費用補助金の申請をする予定です。この場合伊東市の助成制度はいつ申請しますか。

A7 静岡県の交付確定(交付決定及び確定通知の日付)がされてから90日以内に伊東市に申請してください。これは、静岡県不育症検査費用補助金が交付される場合は、その補助金額を差し引いた分の治療費が、伊東市不妊・不育症治療費助成の対象となるためです。伊東市への申請時には、静岡県の交付決定及び確定通知をご持参ください。

なお、伊東市不妊・不育症治療費助成事業は、通常は不妊等治療の終了日から起算して90日以内に申請する必要があります。